

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第343号)

平成16年12月21日

横情審答申第343号

平成16年12月21日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に

基づく諮問について（答申）

平成15年8月7日福障福第569号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「よこはま・自閉症支援室 2002年7月～2003年3月実績（平成15年4月30日 横浜市福祉局障害福祉課受付）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「よこはま・自閉症支援室 2002年7月～2003年3月実績（平成15年4月30日 横浜市福祉局障害福祉課受付）」の一部開示決定で非開示とした情報のうち、別表に示した部分を非開示とした決定は妥当であるが、年齢及び性別については開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「よこはま・自閉症支援室 2002年7月～2003年3月実績（平成15年4月30日 横浜市福祉局障害福祉課受付）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年6月20日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち別紙1の対象者の年齢及び性別、相談要旨全文、対応のうち個人の身体的特徴を表し個人が特定でき得る部分、別紙2の対象者の年齢及び性別、主なプログラムのうち個人の身体的特徴を表し個人が特定でき得る部分、別紙3の対象者の年齢及び性別、支援テーマ全文、別紙5の対象者の年齢及び性別、検討テーマのうち個人の身体的特徴を表し個人が特定でき得る部分については、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号に該当し、非開示とした部分については、次のとおり、本号にも該当するため、追加して説明する。

これらの情報は、よこはま・自閉症支援室の相談支援、療育支援、就労支援等の各種支援を受けた本人又はその家族に関して、相談や支援の内容等が個人ごとに具体的に記録されたものであり、特定の個人に関する情報である。

このような情報を公にした場合、当該本人又は家族等の関係者が見れば、当該個人の情報であることが容易に特定できるものであるため、よこはま・自閉症支援室で相談支援等を受けた場合には自己の相談等をした事実や相談支援等の内容が開示されることを知った本人又はその家族が、よこはま・自閉症支援室では個人情報の保護の取扱いがなされていないと考え、よこはま・自閉症支援室に対する信頼感を失くして、その結果、相談支援等を継続的に利用することを敬遠したり、今後、新たな相談支援の利用がされなくなるおそれがある。

また、よこはま・自閉症支援室においても、横浜市に提出する事業の実施報告書の内容を、公にされることを前提に、個別の事例について具体的に記載しない形式的なものとするなど、相談支援等の事業の実施内容が、詳細に把握できなくなるおそれがある。

以上のことから、非開示とした情報については、公にすることにより、よこはま・自閉症支援室における相談支援等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本号にも該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 個人は識別されず、条例第7条第2項第2号に該当しない。
- (3) 他の自閉症発達障害支援センターの実績は、ほぼ全面開示されている。
- (4) 個人情報の開示の観点からは、実績の内容は、自閉症に関する実績報告書と同じ程度である。権利利益を害するような個人情報は、実績報告書の中にはない。
- (5) 報告書は、自閉症対応の支援内容であることが期待されている。知的障害と区別できないような報告書では、報告書を作成する意味がない。誰のために報告書を作るのかを考えて欲しい。自閉症本人の役に立つように報告書は作られるべきである。
- (6) 熊本県、三重県、山口県、千葉県等の他県は、全面開示してある。不開示の部分を多くすると、他県の自閉症発達障害支援センターとの連携が難しくなる。個人情報

報についての理解も、時代とともに変化するという事を認識して欲しい。

- (8) 事業内容がわからなければ、他の関係機関との連携がうまく進まない。間接支援をするには、連携が大切である。情報がなければ、関係機関は具体的な連携ができない。
- (9) 自閉症支援室の職員は、業務上知りえた個人情報については、守秘義務がある。

5 審査会の判断

(1) よこはま・自閉症支援室について

よこはま・自閉症支援室は、横浜市の知的障害者等相談支援事業（以下「本件事業」という。）として横浜市が社会福祉法人横浜やまびこの里（以下「横浜やまびこの里」という。）に委託し、国の自閉症・発達障害支援センター事業に基づいて運営されている。

本件事業は、在宅自閉症及び発達障害児・者（以下「自閉症児（者）等」という。）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、知的障害者入所更正施設の有する専門機能を活用し、在宅自閉症児（者）等の療育、相談体制の充実を図るとともに、就労支援や自閉症児（者）の家族支援に関する相談等を行い、在宅の自閉症児（者）等及びその家族の抱える課題・問題の解決・軽減を目的として実施されているものである。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜やまびこの里が、よこはま・自閉症支援室における本件事業の平成14年度実績に関して作成し、横浜市福祉局障害福祉課に提出した一連の実施報告書であって、報告書本文及び別紙1から別紙6までの内容で構成されており、以下の情報が記録されている。

なお、本件事業に関する横浜市と横浜やまびこの里との委託契約期間が平成14年7月1日以降であるため、報告期間は平成14年7月から平成15年3月までとなっている。

ア 報告書本文

新規受入数、新規受入者年齢別一覧、受入者区別一覧、相談回数（来所・訪問）、相談の主訴、相談の経路、来所者診断別一覧及び関係機関への働きかけの数値

イ 別紙1：自閉症児（者）等及びその家族に対する相談支援

番号、対象者（年齢・性別）、本人家族等の別、延支援回数、期間、分野、相

談要旨、対応及び相談支援内容別総括表

ウ 別紙 2：自閉症児（者）等に対する療育支援

番号、対象者（年齢・性別）、延支援回数、期間及び主なプログラム

エ 別紙 3：自閉症児（者）等に対する就労支援

番号、対象者（年齢・性別）、本人家族等の別、延支援回数、期間、支援テーマ及び支援内容

オ 別紙 4：関係施設・関係機関等に対する普及啓発及び研修

番号、対象機関・対象者、対象者数、啓発・研修の別、実施時期及び事業内容

カ 別紙 5：個別支援のための調整会議等の開催状況

番号、対象者（年齢・性別）、開催時期、実施回数、参加者及び検討テーマ

キ 別紙 6：連絡協議会の開催状況

開催時期、参加機関及び協議事項

(3) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち対象者の年齢及び性別、別紙 1 の相談要旨全文、別紙 3 の支援テーマ全文並びに別紙 1 の対応、別紙 2 の主なプログラム及び別紙 5 の検討テーマのうち個人の身体的特徴を表し個人が特定でき得る部分については、本号に該当するとしている。

ウ 実施機関が非開示とした情報の本号該当性について検討するため、平成 16 年 9 月 17 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

よこはま・自閉症支援室は、相談支援等の対象について、居住地域や所属団体を限定していないが、ほとんどの対象者が市内居住者であり、かつ、特定の団体に所属している者が多いのが実情である。対象者のうち、本人、家族又は親族だけでなく、当該団体に所属している者は、顔見知りであったり、療育機関や養護学校で一緒だったりするなど、その障害特性を含めて、各対象者個人に係る一定の情報を持っている者が多い。そのため、よこはま・自閉症支援室の対象者に関する情報を本市で開示すると、対象者が特定される可能性が高く

なる。

エ 上記の実施機関の事情聴取を踏まえて、当審査会では次のとおり判断した。

本件申立文書は、よこはま・自閉症支援室で実施された本件事業の効果を確認するために作成し提出された実績報告書であるが、個別の事例ごとの相談支援等の対象者・その家族に関する情報や相談支援等の内容が具体的に記録されており、当該相談支援等の対象者又はその家族の特定の個人に関する情報としての側面も有するものであることが認められる。

オ そのため、実施機関が非開示とした情報が公にされた場合には、実施機関が主張するように、相談支援等を受けた対象者本人又は家族等の関係者が見た場合には、当該情報から自己又は家族等の特定の個人が識別されることとなるが、本号による個人識別性の判断に当たっては、本人又は家族等の関係者等、当該個人に係る一定の情報を既に有する者によって識別されるか否かにより判断するものではなく、当該特定の個人に係る情報を有していない一般人によって識別されるか否かで判断すべきものとする。

以下、実施機関が非開示とした情報の本号該当性について、個別に検討する。

カ 本件申立文書のうち対象者の年齢及び性別については、よこはま・自閉症支援室が横浜市内に1箇所であるが、対象者は、一定の人数がいて、かつ、市内に広く分布していると考えられることから、当該情報が公にされたとしても、一般に入手可能な他の情報と照合しても、当該対象者又はその家族である特定の個人が識別されるおそれがあるとは認められず、本号本文には該当しない。

キ 本件申立文書のうち、別紙1の相談要旨全文、別紙3の支援テーマ全文並びに別紙1の対応、別紙2の主なプログラム及び別紙5の検討テーマのうち実施機関が個人の身体的特徴を表し個人が特定でき得るとしている部分については、特定の支援対象者等の身体の状態、障害の程度、治療内容、病状等に関する記録ではあるが、これらの情報は、本件申立文書に記録されて既に開示されている情報など、一般に入手可能な他の情報と照合しても、特定の個人を識別することができるものとは認められず、本号本文には該当しない。

ク なお、申立人は、国や他都市において、同様の支援事業の実施報告書が開示されていることを理由として本件申立文書の開示を求めているが、本件申立文書の非開示部分に記録された情報は内容が詳細であり、同様の支援事業の実施報告書であるからといって、直ちに同様に開示等の判断ができるものとは言え

ず、文書ごとに個別に判断することが必要である。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち非開示とした部分については、本号にも該当するとしている。

ウ 実施機関が非開示とした情報の条例第7条第2項各号で規定する非開示事由の該当性について検討するため、平成16年9月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、本号該当性についても次のとおり説明があった。

(ア) よこはま・自閉症支援室の相談支援等の対象者は、障害の状況も様々であり、相談等の内容が公にされると、相談支援等の対象者の相談意欲が減退されることとなり、よこはま・自閉症支援室に対する信頼感も薄れてくる。その結果、相談する者と相談される者の双方向の行為である相談業務が適正に行えなくなる。

(イ) また、横浜市から国へ提出している実績報告書に記録されている情報が、国から公にされているということになると、実績報告書自体詳しく記載されなくなり、形式的なものになってしまい、事業の実施状況を把握しにくくなるなど、本件事業自体が適正に執行できなくなるおそれがある。

(ウ) 発達障害に関する相談制度としては初めてのものであり、在宅で自閉症児（者）等のいる家庭にとっては、非常に有効な手段である。しかし、公的機関以外の団体等が運営している相談機関は他になく、よこはま・自閉症支援室を利用しない場合は、公的機関での行政サービスの利用しかできない。日常のことを気軽に相談することができる場所として位置づけられてきたよこはま・自閉症支援室における相談等の内容が公にされると、相談等をする足が遠のくこととなるが、ほかに気軽に相談に行けるところがない。

(エ) よこはま・自閉症支援室を運営している横浜やまびこの里は、発達障害に関するノウハウを持っており、細部にわたって家庭の問題解決に対応できる。

(オ) 個人識別性については、全国規模で言うと難しいが、本市内に限ると、相談者が見れば、自分の相談した内容は自分で特定できる。障害に関する相談

という特殊性からも、相談内容は、公にするべきものではない。

(カ) 個別の相談支援等の具体的内容については非開示として、本人が見ても分からないようにしている。そうすることによって、安心して相談等に来てもらえる。本件事業は、個別支援を目的とした事業であるから、当該事業に係る情報については、慎重に取り扱っている。

エ 上記の実施機関の事情聴取を踏まえて、当審査会では次のとおり判断した。

当審査会が見分したところ、本件申立文書のうち別紙1の相談要旨全文、別紙3の支援テーマ全文並びに別紙1の対応、別紙2の主なプログラム及び別紙5の検討テーマのうち個人の身体的特徴を表している部分については、よこはま・自閉症支援室における相談支援等に関して、個別の事例ごとに、相談支援等の対象者・その家族に関する情報や相談支援等の内容が具体的に記録されている。

したがって、これらの情報が公にされた場合、当該個人に関する一定の情報を有していない一般人によっては特定の個人が識別できないとしても、当該相談支援等の対象である自閉症児（者）等又はその家族が見れば、当該特定の個人に関する情報が記録されていることが容易に分かるものであると考えられる。

その場合、本人又はその家族がよこはま・自閉症支援室に相談した事実や内容等が公になることを知ることとなる。その結果、当該対象者本人又はその家族は、よこはま・自閉症支援室に対する信頼をなくして、今後、相談支援等を受けることを避けることとなり、自閉症児（者）等本人又は家族に対する相談支援等が十分行えなくなるなど、本件事業の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあることが認められる。

オ また、自閉症・発達障害に関する相談に対応している相談機関については、公的機関が運営している相談窓口を除くと、横浜市内においては、よこはま・自閉症支援室に限られているため、在宅の自閉症児（者）等本人又は家族の生活上の相談支援等に対応できる相談機関の選択肢が他にないことから、本件事業の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあることが認められる。

カ しかし、本件申立文書のうち対象者の年齢及び性別については、これが公になった場合、当該相談支援等の対象となる自閉症児（者）等又はその家族には、当該特定の個人に関する情報が記録されていることが分かったとしても、相談した内容に関する情報を非開示とすることによって、よこはま・自閉症支援室

に対する信頼を失うことは防止することができると考えられるから、今後、相談支援等を受けることを避ける事態が生じて、自閉症児（者）等本人又は家族に対する相談支援等が十分行えなくなるなど、本件事業の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるとは認められないと考えられる。

キ 以上のことから、当審査会が本号に該当すると判断した部分については、別表のとおりである。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第6号に該当するとして一部開示決定で非開示とした情報のうち、別表に示した部分を非開示とした決定は妥当であるが、年齢及び性別については開示すべきである。

別表 当審査会が、条例第7条第2項第6号に該当するとして、開示しないことが妥当と判断した部分

文書名・番号・項目名			該当箇所
文書	番号	項目	
別紙1：自閉症児(者)等及びその家族に対する相談支援	1から10まで	相談要旨	全文
	13及び14	相談要旨	全文
	18から39まで	相談要旨	全文
	42から50まで	相談要旨	全文
	52から66まで	相談要旨	全文
	68	相談要旨	全文
	4	対応	8文字目から11文字目まで
	30	対応	31文字目から39文字目まで
	32	対応	4文字目から8文字目まで
別紙2：自閉症児(者)等に対する療育支援	10	主なプログラム	1行目1文字目から11文字目まで
	11	主なプログラム	1行目1文字目から14文字目まで
	15	主なプログラム	1行目1文字目から23文字目まで
	16	主なプログラム	1行目1文字目から23文字目まで
	67	主なプログラム	1行目1文字目から14文字目まで
	12	主なプログラム	1行目1文字目から11文字目まで
	6	主なプログラム	1行目1文字目から15文字目まで
	17	主なプログラム	1行目1文字目から14文字目まで
	18	主なプログラム	1行目1文字目から21文字目まで
	19	主なプログラム	1行目1文字目から14文字目まで
	43	主なプログラム	1行目1文字目から15文字目まで
	50	主なプログラム	1行目1文字目から16文字目まで
	5	主なプログラム	1行目1文字目から16文字目まで
	63	主なプログラム	1行目1文字目から14文字目まで
	62	主なプログラム	1行目1文字目から25文字目まで
	61	主なプログラム	1行目1文字目から20文字目まで
54	主なプログラム	1行目1文字目から18文字目まで	
別紙3：自閉症児(者)等に対する就労支援	24、57、68及び69	支援テーマ	全文
別紙5：個別支援のための調整会議等の開催状況	4	検討テーマ	1行目1文字目から24文字目まで
	6	検討テーマ	1行目1文字目から25文字目まで
	7	検討テーマ	1行目18文字目から32文字目まで
	9	検討テーマ	1行目1文字目から31文字目まで
	19	検討テーマ	1行目1文字目から10文字目まで、12文字目から24文字目まで及び26文字目から33文字目まで
	24	検討テーマ	1行目10文字目から34文字目まで、2行目24文字目から28文字目まで
	32	検討テーマ	1行目1文字目から13文字目まで
	42	検討テーマ	1行目26文字目から37文字目まで
	49	検討テーマ	1行目1文字目から12文字目まで及び37文字目から41文字目まで
69	検討テーマ	1行目16文字目から22文字目まで	

(注意) 文字数について

1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年8月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成15年8月20日 (第18回第一部会) 平成15年8月22日 (第18回第二部会)	・諮問の報告
平成15年9月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・審議
平成16年8月20日 (第43回第一部会)	・審議
平成16年9月3日 (第44回第一部会)	・審議
平成16年9月17日 (第45回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年10月6日	・実施機関から一部開示理由説明書(追加分)を受理
平成16年11月19日 (第49回第一部会)	・審議
平成16年12月3日 (第50回第一部会)	・審議